

平成19年 7月11日作成  
平成19年 7月26日改正  
平成19年11月13日改正  
**平成20年 4月 1日改正**

## 蓮田市一般競争入札公告共通事項

一般競争入札の公告にあたり、共通で適用する事項を定める。

蓮田市長 中野和信

### 第1章 一般事項

#### 1 入札参加資格

- (1) 入札に参加する者に必要な資格は、次のすべての要件を満たす者とする。  
平成19・20年度の蓮田市建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている者  
公告日から落札者を決定する日までの期間において、有効な経営規模等評価結果通知書を取得している者  
地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者  
公告日から落札者を決定する日までの期間において、蓮田市の指名停止及び指名除外等の措置を受けていない者
- (2) 事業所の所在地とは、平成19・20年度の蓮田市建設工事等入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている所在地をいう。
- (3) 市内業者とは、入札参加資格者名簿に登載されている所在地が蓮田市内にある者をいう。
- (4) 市外業者とは、入札参加資格者名簿に登載されている所在地が蓮田市内にない者をいう。
- (5) 経常建設共同企業体は市内業者とみなす。
- (6) 単体企業として入札に参加しようとする者が構成員である経常建設工事共同企業体は、入札に参加できない。

#### 2 入札手続き

- (1) 本工事の入札は、蓮田市契約規則、蓮田市建設工事請負契約約款、蓮田市建設工事等競争入札参加者心得、蓮田市建設工事等電子入札実施要領及び蓮田市公共工事等電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）に基づき埼玉県電子入札共同システムの一般競争入札（ダイレクト入札）方式で行う。  
埼玉県電子入札共同システム  
電子入札システム  
インターネットアドレス  
<https://ebidwwwjn.ebid.pref.saitama.lg.jp/CALS/Accepter/>  
利用時間  
午前8時30分から午後8時まで（土曜日、日曜日、祝日及びメンテナンス時間を除く）

入札情報公開システム

インターネットアドレス

<https://ebidwwwjk.ebid.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>

利用時間

24時間（メンテナンス時間を除く）

- (2) 前記契約規則等は、蓮田市役所総合政策室において閲覧することができる。
  - (3) 運用基準7-1に定める紙入札による提出を希望する者は、「紙入札方式参加申請書（電子入札様式5号）」を総合政策室に提出し、承認されなければならない。なお、紙入札による提出を希望する者は、入札受付締切日時の前日までに申し出るものとし、入札受付締切日時の当日の申し出は、これを承認しない。
- 3 蓮田市一般競争入札公告等の配布  
情報公開システムからダウンロード
- 4 設計図書の閲覧及び貸出
- 電子入札情報公開システムから設計図書をダウンロードできる案件については、下記の閲覧及び貸出は必要ありません。**
- (1) 閲覧及び貸出方法  
設計図書貸出・閲覧申請書（電子入札様式1号）を閲覧場所あるいは貸出場所に提出
  - (2) 閲覧及び貸出場所  
閲覧場所：総合政策室  
貸出場所：事業担当課
  - (3) 貸出日数 1日
- 5 入札保証金  
蓮田市建設工事等電子入札実施要領第2条の規定に基づき免除とする。
- 6 入札に関する注意事項
- (1) 入札参加者が1人以下の場合は、入札の執行を中止する。
  - (2) 天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期又は中止することができる。
  - (3) 埼玉県電子入札共同システムに重大な障害が発生したときは、紙による入札に移行する。
  - (4) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をした場合その他公正な入札の執行を妨げる行為をした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。
  - (5) 入札参加者は、契約規則等、設計図書、現場などを熟知の上、総価により入札しなければならない。
  - (6) 埼玉県電子入札共同システム上で用いる設計額、予定価格、最低制限価格、入札額及び落札額は、消費税相当額を除く金額である。
  - (7) 入札書に記載する金額は、消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額とする。
  - (8) 入札書を提出する時点において参加資格を有しない者は、入札に参加することができない。
  - (9) 所定の日時までに入札書を提出しなかった者は、入札を辞退したものとみなす。

(10) 入札参加者は、入札した入札書の書き換え、引き換え及び撤回をすることができない。

#### 7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額見積内訳書の提出がなかった入札
- (3) 入札書を提出してから入札受付締切日時までに入札に参加する資格を失った者が行った入札
- (4) 明らかに連合によると認められる入札
- (5) 虚偽の書類を提出した者が行った入札

#### 8 入札回数

1回とする。

#### 9 最低制限価格

最低制限価格は開札終了後、公表する。

#### 10 開札

電子入札システムにより開札する。

#### 11 落札者の決定

- (1) 予定価格及び最低制限価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者は、連絡を受けた日の翌日(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午後3時までに入札参加資格要件が確認出来る書類(工事等履行実績調書(電子入札様式4号)等)を提出しなければならない。ただし、総合政策室から指示があった書類は、提出を省略することができる。
- (3) 落札候補者が入札参加資格要件を満たさないときは、この落札候補者が行った入札は無効とする。この場合、(1)の規定に基づき、改めて落札候補者を定める。
- (4) 落札候補者が入札参加資格を満たしたときは、この者を落札者とする。
- (5) 契約金額は、落札者が入札した金額の100分の105に相当する金額とする。
- (6) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、システムにより電子くじを実施して、落札候補者を決定する。

#### 12 入札結果の公表

入札結果の公表は、以下のシステムを用いて行う。

- (1) 落札者及び落札金額 電子入札システム
- (2) 入札経過及び結果 入札情報公開システム

#### 13 契約保証金

- (1) 請負代金額の10分の1以上の額を納付する。
- (2) 利付国債の提供、又は金融機関(銀行又は市長が確実と認める金融機関)の保証、若しくは保証事業会社の契約保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- (3) 公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 蓮田市契約規則第17条第3号に規定する免除(履行実績)は適用しないものとする。

14 支払条件

(1) 前金払 規定の金額以内で請求することができる。ただし、3,000万円を限度とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

(2) 部分払 規定の回数以内で請求することができる。

15 異議の申立

入札参加者は、入札後、この公告、契約規則等、設計図書及び現場などについての不明を理由に異議を申し立てることができない。

16 問い合わせ先・書類送付先

蓮田市役所 総合政策室 契約検査担当

電話 048(768)3111 内線 228

FAX 048(765)1700

〒349-0193

埼玉県蓮田市大字黒浜2,799-1

## 第2章 電子入札システムによる入札手続

### 1 入札参加申込及び資料の提出

#### (1) 入札参加申込

ア 申込方法 電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出

イ 添付書類 入札参加確認申込添付書（電子入札様式2号）

### 2 設計図書に関する質問・回答

(1) 質問の方法 電子入札システムの質問回答機能により質問

(2) 回答の方法 質問回答機能により回答及び総合政策室で閲覧

### 3 入札辞退

(1) 入札を辞退する場合は、入札受付締切日時までに電子入札システムにより辞退届を提出すること。

(2) 入札書を提出した後にやむを得ない事由が生じ入札を辞退する場合は、書面による辞退届を開札日時までに総合政策室に提出すること。

### 4 入札

(1) 入札方法 電子入札システムにより入札書を提出

(2) 添付書類 入札金額見積内訳書（電子入札様式3号）

### 5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすました者が行った入札

(2) 代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者の電子証明書を使用した者が行った入札

(3) 複数の電子証明書を使用して、複数の入札書を提出した者が行った入札

### 第3章 紙による入札手続

この章に記載されている事項は、第1章 - 2 - (3)の規定に基づき紙入札による提出を承認された者に限り行う入札手続である。

#### 1 入札参加申込

- (1) 申込方法 提出書類を総合政策室に持参
- (2) 提出書類 競争参加資格確認申請書(電子入札様式6号)

#### 2 設計図書に関する質問・回答

- (1) 書面による質問・回答
  - ア 質問方法 質問書(様式自由)を総合政策室に持参
  - イ 回答方法 総合政策室窓口で閲覧

#### 3 入札辞退

入札を辞退する場合は、開札日時までに辞退届(電子入札様式9号)を総合政策室に持参する。

#### 4 入札

- (1) 入札方法 入札書(電子入札様式7号)及び入札金額見積内訳書(電子入札様式8号)を工事名、企業名を記載した封筒に封入し、総合政策室に持参
- (2) 提出日時 開札日時

#### 5 入札の無効

- (1) 入札者の押印のない入札
- (2) 記載すべき事項の記入のない入札、又は記入した事項が明らかでない入札
- (3) 記載事項を訂正した場合において、訂正印のない入札
- (4) 押印された印影が明らかでない入札
- (5) 2通以上の入札書を提出した者が行った入札